



島根県報

令和3年11月30日（火）

号外 第 142 号

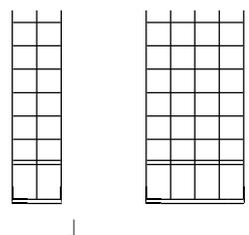
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部（土木総務課） 2
改正

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正（ ” ） 3



「会社名・部課名等」に改める。

様式第3号中「印」を削る。

様式第5号中「事務所所在地」を「本店所在地」に、「建築積算資格」を「建築積算士」に、「特殊建築物等調査資格者」を「建築物調査員」に改める。

様式第6号その1中「㊟」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県告示第713号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条第2項第3号中「実施年度（）」を「申請期間（第5条第2項の規定により定期審査の申請をすることができる期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の初日前2年（）」に、「実施年度）及びその前年度」を「申請期間の初日前2年）の間」に改め、同項第4号中「実施年度（）」を「申請期間の初日前2年（）」に、「実施年度）及びその前年度」を「申請期間の初日前2年）の間」に改め、同条第4項中「等級」を「これを必要な等級に区分した当該等級」に改める。

第5条第1項中「隔年度」を「2年ごと」に改める。

第6条第7項中「県内に主たる営業所を有する者にあつては当該主たる営業所の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所に、それ以外の者にあつては」を削る。

附則第2項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改め、附則第5項を削り、附則第4項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「令和2年度」の次に「令和4年度及び令和5年度」を、「令和3年度」の次に「及び令和6年度」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる期間に一般競争入札又は指名競争入札を実施する場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる入札参加資格審査の結果に基づく評点又はこれを必要な等級に区分した当該等級に係る第4条第4項の規定の適用については、同項中「第2項」とあるのは「第2項（同項第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）」とする。

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	平成30年度における定期審査
	令和元年度から令和3年度までにおける追加審査及び随時審査

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和3年度における定期審査
	令和4年度から令和6年度までにおける追加審査及び随時審査

附則に次の1項を加える。

- 6 第8条本文の規定にかかわらず、令和3年度に実施する定期審査によって認定された入札参加資格の有効期間は、令和4年4月1日から3年間とする。

様式第1号中

H 年度
H 年度

を

年度
年度
年度

に改める。

様式第3号中「代表者氏名」を「 」を

「代表者氏名」に、

「

工事請負 契約金額(円)

を

工事請負契約金額 (税抜)(円)

に改める。

」

様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「0.022」を「0.023」に改める。

様式第6号中「代表者氏名」を「 」を「代表者氏名」に改

め、同様式に次のように加える。

【証明に当たっての留意事項】

この申告書は、島根県が建設工事入札参加資格審査に際して評価の確認資料として用いるため、入札参加資格の認定を受けようとする者から島根県へ提出する書類であること。

様式第7号中「2年以内」を「 年以内」に改める。

様式第8号その1中「 」を削る。

様式第9号記載要領中「申請日前2年間で」を「 年度から 年度まで」に改める。

様式第11号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年11月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和3年度に実施する定期審査並びに令和4年度及び令和5年度に実施する追加審査及び随時審査の結果に基づく評点又は等級に係るこの告示による改正後の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱第4条第2項第3号及び第4号の規定の適用については、同項第3号中「定期審査の申請期間（第5条第2項の規定により定期審査の申請をすることができる期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の初日前2年（追加審査及び随時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前2年）の間」とあり、及び同項第4号中「定期審査の申請期間の初日前2年（追加審査及び随時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前2年）の間」とあるのは、「平成31年4月1日から令和3年11月30日までの間」とする。
- 3 この告示による改正前の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。